

令和6年度 柏市立名戸ヶ谷小学校 いじめ防止対策基本方針

名戸ヶ谷小学校生徒指導部

1. 基本方針

(1) 基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。(いじめ防止対策推進法第3条)

(2) いじめの定義(いじめ防止対策推進法 平成25年度10月11日)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

○個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことに重点を置く。

○具体的な「いじめ」の様態

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句(恐喝)、嫌なことを言われる。(誹謗中傷・精神的暴力)
- ②仲間はずれ、集団による無視
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする(暴行・傷害)
- ⑤金品をたかられる。(恐喝)
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。(器物損壊)
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。(強制わいせつ・脅迫)
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。(名誉棄損・ネット犯罪)
- ⑨継続的・集中的に嫌がらせやいじわるをされる。

○いじめの理解

暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)は、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。冷やかしやからかいが継続したり、繰り返し行われるものも注意する必要がある。

いじめは加害者・被害者という二者関係だけではなく、

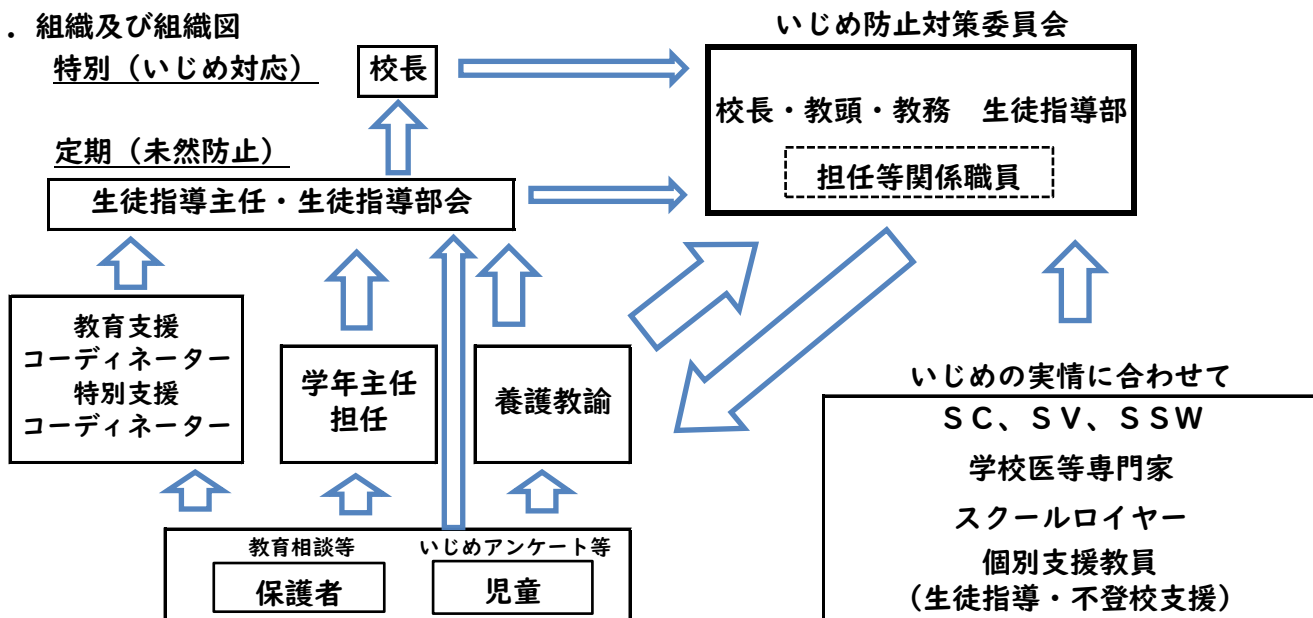
《学級や部活動等の所属集団の構造上の問題》

《はやしたてたり、面白がったりする「群衆」の存在》

《暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在》

にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成の形成が大切である。

2. 組織及び組織図



※生徒指導主任の役割

- ・ 情報を的確に多面的に集めるため、生徒指導主任が情報を集約。校長と相談のうえ、委員会にあげる。
- ・ 小中の連携を密にし、積極的に職員に伝達する。
- ・ 職員間の情報交換を密にする。

※担任の役割

- ・ 児童との積極的な関わりを通して児童理解に努める。
- ・ 学校生活アンケートによる実態調査を行い、児童一人一人と面談することで、個人の悩み、児童間の人間関係の把握、いじめの早期発見、未然防止に活用する。

3. 運営

(1) いじめの未然防止について

小学校4年～中学校3年で、いじめ被害未経験者1割、いじめ加害未経験者1割

(国立教育政策研究所調べ)

→多くの児童がいじめの加害者、被害者を経験している。



いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうる =

全児童対象

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめを許さない学校・学級の風土を醸成するために、下記の取り組みを推進する。

- ・ 「自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の推進」
- ・ 「道徳教育の充実」
- ・ 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」
- ・ 「命を大切に作るキャンペーン」
- ・ 「いじめ防止推進月間(12月)の取り組み」

① いじめについて共通理解と校内研修体制

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について校内研修や職員会議で周知を図り共通理解をする。
- ・ 共通理解を要する児童については、個の特性や抱えている背景、障害等について、適切に理解した上で児童の指導に当たる。
- ・ 年度当初の職員会議にて、いじめ防止対策基本方針の概要を説明する。
- ・ 生徒指導部会にて、いじめ防止対策基本方針の見直しを行う。
- ・ 生徒指導部会や職員会議で具体的事例をもとに、指導のあり方について協議する。

②悩みを抱える児童への共感的理解

- ・日頃より児童が相談しやすい環境を整えることを心がけ、相談を受けた際は信頼を踏まえつつ、聞く姿勢を示し、児童のよき理解者となるように努める。

③いじめは決して許されないことだと指導する。

- ・担任による各学級での指導（学級活動、道徳、日常起こる具体的事例を通して）
- ・全校を対象とした指導（全校集会、校内放送）

④いじめの背景となるストレス等の要因の把握、対処

- ・引き継ぎ、個人面談、生活アンケート調査、家庭訪問等で児童の様子を把握する。
- ・児童の様子が気になる場合に、前担任、同学年の教員、専科、養護教諭など同僚との連絡を密にとり、多面的に児童の背景を探り、問題解決に当たる。
- ・行為を指導することを心がける。なぜその行為をしてしまったのか、突き詰めていけば、児童の悩みや問題に迫ることができる。

⑤児童の安全、自己有用感、充実感、自尊感情等が感じられる学校生活づくり

- ・すべての児童が無条件に認められ、あるがままの自分がかげがえのない尊い存在であるという思いを抱くことができるようにする。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を身につけられるようにする
- ・いじめは許さないという、教師の強い態度で、児童の身の安全を守る。
- ・学校生活の各場面なるべく均等に活躍の機会を与える。主張しない児童に目を向ける。
- ・わかりやすい授業を心がけ、課題解決の充実感を体験させるようにする。
- ・全校行事、学級レクや学習での関わり合い等を通して、児童間の多様な交流の場を設定する。

⑥いじめに向かわない態度や能力の育成

- ・学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童の社会性を育む。

⑦児童の主体的な学びや取り組み

- ・児童会活動を中心に、児童自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめ防止を訴える取り組みを行う。

(2) いじめの早期発見について

いじめは、他人の人格や身体を傷つけ、命をも奪いかねない行為である。従って、いじめは早期発見し、一刻も早く解決していく必要がある。しかし、被害者は加害者に対して相対的に弱者であり、それを他人に訴えること自体が自尊心を傷つけると考えられるため、発見しづらい。また、いじめは大人の目の届かないところで行われる場合が多く、例えまわりにいじめを認識している人物がいたとしても、大人に訴えることにより、新たないじめのターゲットとなる危険性が高いため、いじめが表面化しにくい。

いじめは、放っておくとエスカレートする。早期発見し、解決すべき。

被害者

自分が弱いと思われたくない。大人に訴える行為が自尊心を傷つける。言えない。

加害者

発覚したら、叱られる。いじめができなくなる。よって、見えない所でやる。

観衆・傍観者

次のターゲットになりたくないので言わない。（見て見ぬふり）

→ いじめは、児童からの訴えを待っているだけでは、発見することが困難

- ① いじめは、いじめをすることが悪いのであって、いじめられているという事実を大人に伝えることは、悪いことではない。いじめをなくすためには当然のことである。これを日常的に伝え理解させるようにする。
- ② アンケート調査は、定期的に行い（各学期）、情報提供があった場合は、なるべく他の児童がいない時間や場所で話を聞く。（放課後、電話、教育相談等）
- ③ 普段の児童間の言動、児童との何気ない会話等を参考に、様々な観点から学級の児童の状況を把握する。
- ④ 生徒指導部会あるいは職員会議で、学級の気になる児童について報告する。具体的事例を通して、全教職員で児童についての共通理解を図る。
- ⑤教育相談体制を充実させる
 - ・ いじめアンケートなどの調査を行い、その情報をもとに、児童と一対一の面談を行う。
 - ・ 教育相談の場所は、他の児童が聞くことができないような場所で、行う必要がある。
 - ・ 毎月、第2金曜日を教育相談日とし、担任は教育相談を希望した保護者と面談をする。

(3) いじめに対する措置について

①いじめ発見時の対応

- ・ いじめあるいはいじめにつながる問題を発見した際には、担任一人で抱え込まずに、学校全体の問題として各教職員が連携して問題解決にあたる。
- ・ いじめ防止対策委員会に報告し、組織的に速やかに対応する。

②生徒指導主任の集約について

- ・ 教員の主観に左右されずに正確な情報をもとに対応するため、生徒指導主任が情報を集約する体制をとる。
- ・ 多面的に当該児童の状況を把握するため、学年や専科の教員からも、生徒指導主任が情報を収集する。
- ・ いじめを行う児童に対しては、人格の成長を目指し教育的配慮のもと、校内の特別支援コーディネーターやスクールカウンセラーと連携し、対処していく。

③いじめに対する指導について

- ・ いじめられている児童、情報提供者等が一番恐れていることは、さらにエスカレートした陰湿ないじめにあうことである。状況によって、誰が情報提供したのか伏せながら、指導していく必要がある。
- ・ いじめの事実が上がった時点で、学年の職員や生徒指導主任、校長に連絡。事実確認は児童は個別に、教員は複数で話を聞き、確認しながら進める。児童が口裏を合わせないように、話を聞く教員とその他の児童について学習させる教員とを配置する。

・ 情報収集すべき内容

いじめの情報を的確に把握するための 「5W1H」

いつ	When	日時（○月△日 □時頃、○年生の△月頃から等）
どこで	Where	場所（教室、通学路下校中、SNS上等）
だれと	Who	名前、人数、目撃者の有無
なにを	What	行為、発言（Aがたたいた。Bが「○○」と言っていた等）
どのよう	How	行為、位置、身体の部位、道具の有無 （後ろから、ぼくの背中を筆箱で叩いた 等）

そして、原因究明と再発防止のために、

なぜ	Why	友人関係、学業、家庭背景、特設部活動、発達障害等
----	-----	--------------------------

④集団へのはたらきかけについて

- ・ いじめに気づいていた児童には、誰かに知らせる勇気を持つように伝え、安心して伝えられる体制を整え、信頼関係を築くようにする。
- ・ 同調していた児童には、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体では、絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

⑤ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合

- ・ 重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。

(4) いじめの解消について

① 謝罪を持って解決とはせず、下記の2つの要件を満たし、必要に応じた事情も勘案して判断する。

- ・ いじめに係わる行為の解消（心理的・物理的な影響が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。）
- ・ 被害者児童が心身の苦痛を受けていないこと。

② 解消に至っていない段階では、被害児童を守り通し、安全・安心を確保する。

(5) ネット上のいじめへの対応について

① 関係機関と連携する。

- ・ 不適切な書き込み、名誉毀損、プライバシー侵害などがあった場合は、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。必要に応じて、法務局又は地方法務局や所轄警察署に通報・協力・支援を求める。

② 情報モラル教育を進める。

- ・ 情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解と責任を求めていく。

(6) 性同一性障害や性的志向・性自認に係わる児童の理解と対応について

① 教職員一人一人が理解し、児童に寄り添い全体で指導を進める。

② 日頃より相談しやすい環境（相談日・アンケート・保健室・担任との面談・日記等）を整える。

③ 相談しやすい環境を構築する為、図書室や保健室に関連図書を整備し、人権教育の推進をする。

④ 児童や保護者から相談があった場合は、教育委員会や医療などの関係機関と連携して適切に対応する。

(7) 感染症等に関する人権への配慮と対応について

感染者や濃厚接触者、感染症の対策や治療に当たる医療従事者等に関係する児童生徒に対して、偏見やいじめが起きないように学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に努める。

(8) SOSの出し方に関する教育について

いじめをはじめとする悩みを抱えた際に、適切な援助希求行動（身近な信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすることと、身近な大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目指した教育。

① 映像教材などを活用した授業を、学級活動と関連させ、各学年1回以上実施する。

②悩みを抱えた時に助けを求めること等は、全校集会や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配付時等で、全ての児童を対象に毎年度繰り返し実施する。

(9) 中学校区における小中学校および地域との連携推進について

- ① 中学校区の学校で生徒指導の取り組みについて情報交換・共有し、学区全体で連携し、児童生徒を見守る教職員集団の形成を目指す。
- ② 地域や関係機関との連携を通して、子ども達を見守る。地域の民生委員や主任児童委員、こどもルームの職員などと生徒指導上の課題やいじめ問題に関する情報を共有することで、地域全体で問題を解決する仕組みを構築する。

4. 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

(2) 重大事態に該当するか否かの判断

いじめ法28条1項の規定による調査（以下単に「調査」という。）は、「学校の設置者又はその設置する学校」が、重大事態に該当すると「認める」ときに行うものとされている。したがって、重大事態に該当するか否かを判断するのは、学校の設置者（以下単に「設置者」という。）又は学校である。重大事態に該当するか否かの判断は、重大被害の発生時を基準にして行う。調査を通じて、事後的に、いじめがあったとの事実が確認されなかったり、いじめはあったものの重大被害との因果関係は認められないとの判断に至ったりしたとしても、そのことにより遡及的に重大事態への該当性が否定されるものではない。

(3) 学校が調査主体の場合

- 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、第三者の参加を図る。（調査の中立性を確保）
- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確し、因果関係よりも客観的事実を優先する。
- いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
関係者の個人情報に十分配慮する。
- 調査結果を学校の設置者に報告
- 調査結果をふまえた必要な措置

※学校の設置者が調査主体の場合は、設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

※関係者の意向を配慮し、必要に応じて市長部局と連携を図りながら対応する。

(3) 公表、点検、評価等について

- ・ このいじめ防止対策基本方針は、毎年、年度の当初の生徒指導部会において、各項目の記述について点検、評価していく。
- ・ 定められたいじめ防止対策基本方針は、名戸ヶ谷小学校ホームページで公表する。
- ・ 令和2年4月14日改訂
- ・ 令和2年8月7日改訂
- ・ 令和5年10月1日改訂
- ・ 令和6年4月5日改訂